

第十三回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第五号

昭和二十七年二月五日(火曜日)

午前十一時三十五分開議

出席委員

- 委員長 金光 義邦君
- 理事 大泉 寛三君 瑞野村專太郎君
- 理事 床次 徳二君 理事 門司 亮君
- 生田 和平君 門脇勝太郎君
- 前尾繁三郎君 吉田吉太郎君
- 鈴木 幹雄君 藤田 義光君
- 大矢 省三君 林 百郎君

出席政府委員

- 国家地方警察 本部警視長 中川 董治君
- (刑事部長)
- 総理府事務官 荻田 保君
- (地方財政委員)
- 会務局長
- 国家地方警察本部警視正(刑事部防犯課長) 宮地 直邦君
- 専門員 有松 昇君
- 専門員 長橋 茂男君

二月四日

委員林百郎君辞任につき、その補欠として立花敏男君が議長の指名で委員に選任された。

同月五日

委員立花敏男君辞任につき、その補欠として林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月二日

自家用自動車の課税に関する請願 (江崎眞澄君紹介)(第三八六号) 同(川野芳満君紹介)(第三八七号) の審査を本委員会に付託された。

一月三十一日

国、県の地方機関の施設費及び公共事業費等に対する寄附金又は地元負担金等に関する陳情書(静岡県町村議会議長長齋藤邦雄)(第二一九号)

地方起債に関する制限撤廃の陳情書(全国市長会長金刺不二太郎)(第二二〇号)

行政改革と地方公務員の整理に関する陳情書(全国市長会長金刺不二太郎)(第二二二号)

地方公務員の給与ベース改訂に対する財源措置の陳情書(全国市長会長金刺不二太郎)(第二二三号)

地方財政確立に関する陳情書(札幌市議会議長齋藤忠雄)(第二二三号)

事業税の課税標準率並びに発電施設税に関する陳情書(京都商工会議所会頭中野種一郎)(第二二四号)

小村に対する平衡交付金増額に関する陳情書(全国町村会長白鳥義三郎外三十七名)(第二二五号)

本日の会議に付した事件

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案(内閣提出第八号)

地方自治に関する件

地方財政に関する件

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案を議題といたしました。これより本案に対する質疑に入ります。林委員。

○林(百)委員 ちよつと政府にお聞きしたいのですが、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件のうち、警察関係命令というのはどんなものがありますか、まずそれからお聞きしたいと思つてます。

○中川政府委員 警察関係命令とは、銃砲刀剣類等所持取締令、この関係一件でございます。

○林(百)委員 そうするとこれに対する司令部の指令というのは、いつ、だから、どういふように出ておりますか。

○中川政府委員 お答えいたします。一九五〇年五月二十九日付で、日本政府あてに出ておりますのですが、件名は日本民間人所有の武器引渡しに関する指令となっております。命令の発令者は最高司令官代理、高級副官陸軍准将ケービー・ブッシュという方であります。

○林(百)委員 そこでその日本民間人所有の武器引渡しに関する命令ですが、その民間人所有の武器というのは何をさすのですか。

○中川政府委員 これはただいま申しました銃砲刀剣類等所持取締令に列挙してあるのでありますが、その政令において第二条に書いてあります銃砲と刀剣類、これでございます。

○林(百)委員 そこでこの種類ですが、たとえば銃砲あるいは刀剣類といふのは、どういふものを言うかといふ具体的な指示も司令部からあつたのですか。たとえばここに刃渡り十五センチメートル以上のもの、十五センチメートル以上のもの、短かいものですが、このようなもので銃砲刀剣類の中に入れるということは、その命令の中に入つてゐるのですか。

○中川政府委員 その指令にはずつと趣旨が書いてありまして、詳細につきましては日本政府が決定せよということになつております。当時日本政府におきましては、関係司令部といたしましては、お示しの長さその他につきまして詳細打合せの結果、命令の趣旨を明らかに規定したものであります。

○林(百)委員 ここに指令があるようですが、個人所有の銃砲、刀剣、やり、匕首その他の武器並びに弾薬または火薬及びそれらの組成品の日本民間人による所有、こういう何を銃砲、何を刀剣、何をやり、何を匕首その他の武器と言ふかということは、日本政府がきめていいわけですか。

○中川政府委員 当時連合軍最高司令部の指令に基きまして、向うの指令の趣旨をよくこちらで理解して、疑問の点を関係司令部と打合せましてこの政令を公布されたのであります。この政令に書いてある匕首とは何ぞや、弾薬とは何ぞや、こういう点は社会通念でわれわれは理解すべきものだと考えております。

○林(百)委員 その社会通念ですが、たとえば刀剣類とは刃渡り十五センチメートル以上のものといふのは、どうしてこういう基準が出て来たのですか、十五センチといふところのくらいなものじゃないですか、これまで刀剣として取締るといふのですか。これを持つていふと三年以下の懲役になるとか、なんといふことになるのですが、そういうのは何でそういう基準ができたのか、ちよつと聞かしてもらいたいです。

○中川政府委員 何センチ以上が国民の生命財産に危険であるかということにつきましては、いろいろ考え方もあるかと思つておりますが、当時連合軍と詳細打合せをいたしましたところ、十五センチ以上であれば、それによつて人を殺傷する、傷害を加えるという危険が非常にあるので、回収命令があつたのであります。そういうことを根拠といたしまして十五センチ以上ということ危険の一応の基準にするということ、関係方面と打合せの上決定したのであります。

○林(百)委員 そこでこれをその後なお継続しなければならぬ理由は、どういふところにあるのですか。

○中川政府委員 これを今後法案として提出いたしましたので、法律によつて取締りの対象に置く、こういう趣旨はいろいろ危険の程度の高いものから、順次考へて行くわけでありまして、匕首について申しますと十五センチ以上のものがありますとそれによつて犯罪を

犯した、こういう事例等も少くありませんので、十五センチという従来の沿革を重んじ、今後の危険性を考へて法案として提案されたのであります。

○林(百)委員 私の考へでは、こういうことだと思つて、司令部がこの指令を出したのは、結局日本の国を占領している間に、占領軍の身体の安全を保障するために、こういうものを出した。要するに敗戦国と戦勝国との形で、今まで戦闘を続けていた軍隊が、戦闘の相手方国を占領するという状態ですから、どういふ危険が占領軍に及ぶかわからないというので、こういう指令が出て来たというふうなわけを考へるわけです。ところが謀和が成立して占領軍、被占領民という立場が解消されてしまへば、何も日本人がどんなものを持つていようと、持つていくこと自体を処罰するということはおかしいので、もし持つていくことによつて、日本の国内に刑事上の犯罪ができれば、刑法で取締ればいいのですから、刑法で取締ればいいのですから、占領中に発せられた、占領軍の必要から出た、こういう命令というものは、もう廃止してもいいと考へるので、どうして継続しなければならぬのですか。

○中川政府委員 それはまことに、ごもつともですが、占領中におきましては、占領軍の危険というごも一つ一つの考へになつたかと思つて、あります。この提案されました銃砲刀剣類につきましては、ポツダム宣言の受諾に基くこの政令によつて、初めてこういうことが取締りの対象になつたのでなくして、従来日本が占領される以前から、いろいろ日本の当時の国内法律

及び地方庁令等によりまして、取締りの対象となつておつたのであります。ところが旧法等が占領軍の命令とまつたく一致しますので、旧法等が自然廃止になつておきますので、この際ポツダムが廃止の機会に、この政令を法律化して国民の生命に対する危険を防ごうという趣旨であります。繰返しまさ、この政令によつて初めて取締りの対象になつたのではなくして、政令以前におきましても従来の日本の法律または地方庁令等によつて取締りの対象となつておつたものばかりでありますので、やはり占領軍の危険だけでなくして、日本の国民お互いの危険であるというものを、今度の法律の対象にした次第であります。

○林(百)委員 たゞは従来爆発物取締罰則とか、こういう従来法律はそのまま生きておると思つて、ですから単に銃砲を持つておるとか、銃を持つておるとか、刀剣類を持つておるとか、ただで処罰されたという例はないと思つて、日本の国は昔から武士が刀を持つておつたのですから、その刀も骨董品として持つておることは自由だつた。それをただ占領中は登録しろとか何とか言つて登録をさせ、いろいろの取締り規定があつたわけでありまして、占領される前は骨董品で刀を何本持つていようがそんなことは問題でなかつたのです。ですから占領前にこういうものを持つておることが取締りを受けた。しかもそれが廃止されたということがあるのならば示してください。

○中川政府委員 先ほど申しましたように従来日本の国内法令におきましても、授受運搬等について制限が加え

られておりましたので、今度授受制限をいたしましても、實質上大した差がないというふうな、われわれは理解しておるのであります。

○林(百)委員 現在残つておるいろいろの刑法だとか爆発物取締罰則だとか、そのほか法律で十分こういう刀剣銃砲等を行使する場合には、その取締り法律があるわけなんです。結局これが出たのは占領軍の身体安全のためなんだから、占領が済んだならば、これを廃止しても何らさしつかえないと思つて、私たちがこのために非常に人権が侵害されておる場合をいろいろ聞いておるわけなんです。たとへば骨董品の刀なんかを持つておりますと、それを登録するとか何とかいう手續がおつたうのために、つい刀でも持つておる。何かの拍子にそれが出て来ると、銃砲所持禁止令に該当するということ、相当の地方の名家の人たちが、こんなことでひつかかつて罰金や懲役になる。あるいはほんのわずかの小刀の少し大ききしたようなものを持つていたということだけで、銃砲所持禁止令に違反になる。それは占領下にある間は、占領軍が自分の身体不安を感じるから取締りをしていいでしょうが、日本人同士になつて来たら、そんな神経質になつて来なくても私はいいと思つて、どうしてもお続けなければならぬということはおかしいわけなんです。持つておることを何れも処罰する必要はないと思つて、持つていたその刀や銃砲で人を殺したり暴行したら、取締つたらいいじゃないでしょうか。その点私よくわからないのです。持つておること自体を何も処罰する必要はない。凶器とか何

かになる場合には、それを行使して人の身体やいろいろに危害を加えて来たら、その場合に処罰したいというやないでしょうか。従来日本は昔からやりだとか刀というものは骨董品として、趣味の上からいつても、あるいは精神的なたしなみからいつても、一軒の家で一本くらい持つておるのはあたりまえなんです。それを一々登録しろとか言つて、それに違反すれば三年以下の懲役だとか、五万円以下の罰金だといふことになりまして、これは相当人権を侵害するように私は思いますが、どうしてもこれを続けなければならぬという理由を、もつと納得するように御説明をお願いしたい。

○中川政府委員 御説のように凶器を使用いたしますと殺人罪になり、あるいは傷害罪になるのであります。そういう使用して人に傷つける以前の危険物の実体を明らかにいたしまして、ことに美術的価値のあるもの等につきましては、また美術上の必要がありまします。それ、その機関に登録の制度を設けて、その実体を明らかにしておいて、危害を未然に防止して行こう、こういう趣旨であります。それでもその趣旨はまことにけつこうだ、いたずらにその人の権利を制限してはなりませんので、そういう点については十分考へしたのであります。現在すでにこの政令があるために、廃止された法律に銃砲火薬類取締法というのがあります。この法律によりまして、銃砲火薬類等については、危害を加える以前の運搬その他につきまして制限を加えておりました。それから、刀などにつきましても、いろいろ今日の状態で、この際野放しにい

たしますと、非常に危害の危険性が国民の間に高まつて来るといふ趣旨から、この政令を法律によつて将来伸ばして行こうというふうに考へたのであります。要するに凶器を使つてしまへば、もちろん犯罪になるのであります。が、使う以前の実体を明らかにいたしまして、たとへば精神病者とかいつたものの所持を禁止するとか、そういうことへの趣旨を、この際政令の廃止とともに制限解除をしようとは、国民の間に非常に危険感加わるのではないかと、いろいろ思ひます。

○金光委員長 林君に申し上げますが、今秋田政府委員が見えておられますので、その点をお含み願ひます。

○林(百)委員 そうすると、今まで処罰された事例は、どういふもので、何件くらいありますか。

○宮地説明員 昭和二十六年の十月までにおきまして、合計二万二千八百七件でございます。

○林(百)委員 その内容は、どういふ場合がどんなになつておるのですか。二万幾らという件数は、相当大きな件数だと思ひますが……。

○宮地説明員 内容は、ただいま詳細な資料を持つておりませんけれども……。

○林(百)委員 大体刀剣所持がどのくらい、銃砲所持禁止違反がどのくらい、そういう内容でけつこうです。

○宮地説明員 今資料をちよつと持つておりません。

○林(百)委員 結論を申し上げますが、この指令は、やはり占領されておるという状態から、占領軍の安全のためにできた法律であつて、こういう關係がなくなつて日本人同士になつた場合

に、持つていただけで処罰される。しかも刃渡り十五センチという、ほんのこんな小さい、鉛筆を削るような小刀です。これを持つていただけで懲役に一年も二年もやられたり、家庭でもつて先祖伝来の刀を持つていて、こんなものをわざ／＼出すのは何だということ、つい出さない人が多いと思うのですが、占領が解けたらこういうものは当然廃止するか、あるいはそういう犯罪を犯すつもりで持つていながら、たまたまという場合には処罰しないという規定を設けるか、やはり占領状態がなくなつた場合には、この法の運用には十分慎重を期せないと、これを口実にして非常に人権が侵害される場合があると思ひます。またわが党としては根本的に、こういう占領中に設けられた法律は、講和条約の発効後は全部廃止すべしという意見を持つておりますので、もしかりに一步を譲つて、どうしてもこの効力をそのまま存続させるといふ場合にも、この運用は、いやしくもささいなこと、何らの犯罪を犯す意思もないのに、持つていたことが思わざる罪になるようなことのないように十分に注意すべきである、最後に私の意見を付して質問を終わります。

○金光委員長 それでは本案に対する質疑は次会にまた続行することにして、本日の質疑はこの程度にいたしておきます。

○金光委員長 次に地方自治に関する件、地方財政に関する件の両件を一括して調査を進めることといたします。まず昭和二十七年地方財政計画について、政府より説明を聴取いたしたいと思ひます。萩田政府委員。

〔委員長退席、野村委員長代理着席〕  
○萩田政府委員 二十七年の地方財政計画について、先般申し上げました資料に基づきまして御説明申し上げます。まず二十七年の地方財政計画を立てるのには、地方の歳出の規模を想定したわけでございます。まずAの歳出の表について御説明いたします。

第一に既定の財政規模であります。これは昭和二十六年度におきまして、大体地方の妥当と思われる財政規模で、これが六千六十九億という数字になつております。これに對しまして、二十七年におきましてはいかなる増または減があるかということ、下に十四項目書き上げたわけでございます。

初めから御説明いたしますと、一から七までの項目は、地方公務員の給与改訂に伴います財政需要の増加でございます。これは昭和二十六年十月に行われました給与改訂を年間にいたしました場合に、二十六年に比べてどれだけ財源が多くなるかという数字でございます。いろ／＼の項目におかれておりますが、総計で二百十七億弱になつております。なおこの点につきましては、二枚目の備考に書いてありますように、先般修正予算の際にも、いろ／＼御論議のございました地方公務員の給与水準につきましては、当時の給与がある程度高い、それを国家公務員並に引き下げて、給与改訂を行うという趣旨でございます。次の八の、政府施策に伴う増加、そのA系統の行政費とありますのは、これは昭和二十四年まで補助金で交付されており、二十五年以降

降平衡交付金の算定の基礎の中に入りまして、このB系統の行政費、これは依然として国庫補助金の形のままに残つてゐる経費でございます。この両者で百七十億弱のものがふえるわけでございます。これはもちろんで、補助金を伴いませんから、純地方の負担でございます。あとで歳入の方でそれだけ一部補助金がふえていくわけでありまして、従いまして実質負担は大体三十五億程度の増加になつております。次の児童人口等の増加に伴う経費でございますが、これは児童数の増加によりまして学校の経費がふえるというふうなものであります。次の公債費の増、これは今まで地方で負担しております公債の償還費が来年度の償還についてふえる、その額を上げたわけでございます。

それから次の地方選挙に要する経費の減二十億、これは二十六年におきましては地方の一般選挙がございましたので、相当の額があげてありましたが、二十七年はございませんので、これを落してあります。それから次に自治体警察の廃止による減十六億、これは先般十月から町村で相当自治体警察を廃止したところがございまして、これに伴います経費の減でございます。

次の物価騰貴による一般物件費の増、百五十億といふものをあげてございます。これにつきましては、先般の国会でいろ／＼御論議のありました点でありまして、われ／＼としまして、昭和二十五年に比べて、十七年度は大体物件費等二割五分増、旅費、郵便費、さらにその他一般の物件費等をすべてくくるとして、二割五分

分程度の増加のあるものと考へます。それが、そうしますと、大体三百億程度のものになりますので、それも二十六年、二十七年二箇年にわたつて増加するといふ考へで、二十七年分として百五十億掲げてございます。

次の項目は行政整理による減でございます。これは地方の行政につきましても事務、機構、人員を通じまして、行政整理を今政府で考へておられるようでございますが、いまだその結論が出ておりません。それで大体ここには地方職員をすべて五割程度削減するという基礎に立つております。もちろんこの数字は人件費が五割減る分、退職する人のための退職金というものを差引してございまして、四十七億となつております。従いましてこれをかりに平年度といたしますれば、八十億程度のものが減少することに相なります。

これは臨時事業でありまして、そのうち公共事業関係でございます。これは国会にただいま御審議中の国の予算に計上されております公共事業費が、二十五年に比べて相当増加しておりますので、これに伴う地方の事業分量もふえるわけでありまして、この三百五十九億といふものがふえております。しかしこれは補助金を伴つておりますので、これだけの額が純地方の負担になるのではなく、純地方の負担だけを見ますと、大体百三十億の増加に相なります。

次の失業対策事業、これも国庫補助金のありますので、これは若干減少しております。

それから最後の単独事業であります。これは国庫補助金のない、地方で行います。いろ／＼の臨時事業、道路、学校、河川その他諸般の公共事業的のものであります。これは大体国の補助金を受けております公共事業費が、二十六年に比べてふえる率、その率は大体二〇%ぐらいのものがふえるものとして計算をいたしております。

以上新しく二十七年に財政需要が増または減するものを差引合計しますと、九百三十五億になります。これを既定の財政規模、六千六十九億に加えて、七千億というものが二十七年の財政規模に相なるわけでございます。

これに對しまして、歳入としてまず地方税、これは二千七百七十六億というのを見てもあります。この数字は現行税法による数字でございます。従いまして、事業税はとりやめて、附加価値税を実施するといふ数字でございます。これによりまして、二千七百七十六億、本年度の最後の見込み額二千五百二十億程度でございます。それから二百五十億程度の増加といふものを計上しております。

それから地方財政平衡交付金は一応本年度の千二百億といふものを計上しております。

それから次に国庫補助金、これはすべて現在の国庫予算原案に計上されております額でございます。

それから地方債、これはやはり二十六年の実績をそのまま掲げております。御承知のように二十六年の地方債の総額は五百億でありましたが、そのうち九十五億は公企業会計のものである。電気とか、水道、あるいは交通事業といふふうになつてい

ます。

ます。

ます。

ます。

ので、一般会計にまわる部分は、四百五億という数字になつております。

それから雑収入、これは大体二十五年度に比しまして二五%程度ふえるもの、使用料、手数料等の値上りも相当あるものとして、これだけの額を計上してあります。歳入が合計六千六百五十八億になりますので、これを差引きまして三百四十七億というものが一応この表では不足になります。この補填方法といたしまして、地方財政委員会は地方財政平衡交付金を百億と、地方債を百五十億、この二つの増加を希望し、残りの九十七億は地方税の増収——大体主たる部分は市町村民税の所得割を第二方式、つまり第一方式の所得税を基礎とするのではなくて、第二方式の所得額を基礎にするもの、これを併用することによつてこの程度になるのであります。なおこの中には目的税とか、法定外独立税等を含んでおられますが、九十七億というものを見て、これによつてこの二十七年度の歳入歳出のつじつまが合うという計算を立てて国に要求したのであります。これに對しまして政府側はこのうち平衡交付金を五十億にする。百億要求のところを五十億に減らすという原案を、地方財政委員会に對して回答がありましたので、それに対しては、やはり原案通り百億計上してもらいたい。しかしそれができない場合には、次のようなことを——これはたしか手もとにわたつております。往復文書に出ております。地方税法の改正によつて地方税の増収をはかる。それから次に地方起債のわくをもう少し拡張すること。第三番目には公共事業等に対する国庫の

負担率を改正して、地方の負担を減らすということ。第四番目にはもつと行政整理を徹底して、地方の負担を減らす。こういうような処置が講ぜられるならば、五十億減らしてもさしつかえない。こういう回答をいたしましたところ、政府側よりその点については至急成案を得るよう考慮するという話がございます。政府の五十億削減に同意いたしましたので、今のこの表で申しますと、平衡交付金の増額百億を五十億に改めます。地方税の増収を九十七億四千四百万円とありますのを、地方税の増収その他といたしまして、百四十七億四千四百万円、こう改めまして、本年度の数字ができておるのであります。その後政府といたしましては、今の措置について考えたのであります。まず地方税の改正を取上げること考えまして、附加価値税を一年延期して事業税を存置するということによりまして、大体この五十億の穴は埋めることができるということから、今具体案を考究中でございます。この地方税の改正案がはつきりいたしますれば、これによりまして正確な数字をつくりたいという考えを持っております。

なお一言つけ加えておきます。ここにあけておきますのは、もちろん一般会計でございます。公企業会計は別になつております。公企業会計で特別問題になりますのは、起債の額であります。大体先ほど申し上げましたように、去年は九十五億の起債額でありましたが、これに五十億程度をプラスして百四十五億程度までできるのではないかと。なおあと一考をしまして、もう五十億くらいは望ましいという

考えを持つておりますが、まだこれにつきましては結論を得ておりません。大体以上が昭和二十七年の地方の財政計画でございます。

○野村委員長代理 いただいた御説明に對しまして委員各位から御質疑がございますか——床次徳二君。

○床次委員 いただいた局長から御説明がありましたが、第一に伺いたいのは、この計面表にありました数字に對しまして、補填方法について政府と地財委との間に折衝のありましたことは承つたのであります。歳入歳出その他の数字に關しましてここにあがりま

した数字は政府も大体用意しておる数字かどうか、これを承りたい。

○萩田政府委員 途中においてはいろいろ検討を加え、なおお互いに直すところは直しまして、今では合つておる数字であります。

○床次委員 たいだいまお話がありました、折衝の内部につきまして、政府の回答は、地財委の要求に對しまして、その申出の措置については、すみやかに成案を得よう努力するというふう

に、大体委員会の意思を了としておられるようであります。委員会はこの返事によりまして、大体数字を、百億の平衡交付金を五十億に削る、並びに他の財源を充てることについて了承しておられるのであります。政府の答え

は十分でございまして、この箇条の措置がはたして十分にでき得る見込みでもつて委員会は考へておられるかどうか、この点を承りたい。

○萩田政府委員 これは先ほど申し上げましたように、大体附加価値税の施行を延期し、事業税を一年存続すると

いうことによつて措置できるものと考へております。

○床次委員 この点に對しましては、さらに数字を検討してみなければいけないのじやないかと私思うのであります。地方税の増収が附加価値税の分

に對して法律によりまして五十億出て参ります。その他のものはおもに第四項によりまして行政規模の縮小にある

と思ふのであります。行政規模の縮小に對しましては五%を見ておられる。

この点は、中央におきましては行政改革をやつておられる。地方におきま

してもこれと合せて行政改革をやられるのであります。はたして五%の行政規模の縮小が可能であるかとい

うことについては、私も疑いなきを得ないのではありませんが、行政改革に對

するところの自治庁の御方針をこの際承りたいと存じます。中央が減らして

おりますのは、どうも天引算方式でもつて行政改革を逆をやつておられる

ように思いますが、われ／＼は現在の行政におきましては、やはり事務整理

を先にして、その結果において人員が整理できるといふ建前をとらなければ

いけないと思ふのであります。地財委はここに五%の行政縮小を見込んでお

られるが、この縮小はいかなる形式によつて縮小し得たかということに

ついて御説明を承りたいと思ひます。

○萩田政府委員 地方の行政改革につ

きましては、主として自治庁長官の岡野國務大臣を首班とします地方行政簡

素化本部によつて、具体案を練つてお

られます。先刻御承知のことと思ひますが、遺憾ながらまだ具体的結論は出ていないのであります。われ

をどう扱うかということについて問題があつたのであります。一応目標を總体五%の減というところに置きまして、具体的な結論が出るのを待つておるような状況でございます。従いまして、率直に申し上げまして五%だけ節約ができるか、あるいはいはいはもつと削減ができるかということ、今の段階ではちよつとお答えできないわけでありま

す。

○床次委員 いただいた点はさらにできるだけ早い時期に、具体的な内容をひとつお知らせいただきまして、この委員会において十分審議をいたす必要

があるかと私考へております。その御用意をお願いしたいと思います。

次にお伺いたしたいのは、地方税の増収の問題でございますが、た

だいま附加価値税の問題、事業税の問題によりまして五十億の余裕が出て来るこ

とについては承りましたが、現実今日地方税のいわゆる増徴になるもの

につきまして、いかように見ておられるか。ここに増徴という字でもつて書

いておられますが、これは實際上にお

きましては収入増によつて、おのずから税金を払う能力が出て来るという意

味の増徴であります。きわめて自然なものであります。この地方税の内

容を検討してみますと、どうもそう

ではなくして、評価がかわつたために

増収入がふえたというものも含んでお

るのではないかと申すのです。今日こ

こに詳細なる増収の内訳がありません

ので、数字については論ずることがで

きませんが、この内訳についてもあと

でひとつお示しを願ひたいのです。その大要についてこの席において御説明を伺えれば伺いたい。私どもはどうも



れぞれ修正を施しておられます。しかし本質的にはこの配分方法は法律をもつて定むべきものであります。政府は来年度におきまして、法律をもつて当初の規定通り配分を実施するお考えかどうか、まずそれを承りたいと思ひます。

○秋田政府委員 御承知のように平衡交付金の計算につきましては、三つの要素があると思ひます。一つはいわゆる単位費用の問題であります。もう一つは補正係数の問題であります。さらに基準財政収入の見積り、この三つがあるわけでありまして、これがきまりませんと、今の法律だけでは運用できないわけでありまして、そのうち単位費用につきましては、現在の法律でも二十七年から法律で定めるといふふうに書いてありますので、これもわれわれといたしましては、後刻地方財政平衡交付金法の一部改正として提案して、御審議を得たいと思つております。他の点につきましてもやはり法律をもちまして、議会の議決によりましてきめることが適当だと、われわれも考へておりますので、これにつきましてもなるべく近い将来において法律に持つて行きたい。ただいかにもまだ施行早々でございまして、法律でもつて固定してしまふ段階に至つておりませんので、当分の間は規則による。そういう具体的に確信のある案ができてから、法律をもつてきめるという方向に持つて行きたいというのが、われわれの考へであります。

○床次委員 なお一、二の点つけ加えて御質問いたしましたのであります。本年度の平衡交付金の配付につきましても、すでに大体配付の準備を了しておられるようでありまして、各府県と市町村との間の負担額において、著しく不つり合ひを来しておる。前年度と比し、都道府県におきましては、著しく大であり、市町村に對しては著しくきゆうくつに査定されておるかのやうに聞くのであります。この点はまた具体的に数字を私どもも見て承知いたしておりませぬのでわかりませんが、政府の考へておられたら、どのようにな均衡をとつておられるか。昨年度の取扱ひとかわつたところがあつたらば、この点御説明願ひたい。

第二の問題といたしまして、各都道府県、市町村の間における配分に関しましては、それ／＼配分方法等において改善を加えられておると思ひます。昨年度と比しますと、ある程度の数字の違ひがあることは当然である。しかし配分いたしました結果におきまして、前年度と比べて著しい相違を生じておるものではないかと思ふ。伺ひますと、東北六県のごときも平均の減少率よりも非常に大きい減少を示しておるという事実であります。単にその数字のみをもつて配分の良否を断定することは早いと思ひますが、何ゆゑにかかる大きな差額ができたかといふことにつきましても、十分検討を要するのであります。地財委におきましてその原因等について、いかように考へておるか、またかかる大きな予想以上の減額があるといふことに対しては、地方といたしましてはこれは非常に財政の窮迫する感情を、さらに強めるわけでありまして、これに対する措置をいかように考へておられるか承りたいと思ひます。なおできるだけ早い

機会におきまして、本年度の配分方法また配分額等につきましても、資料ができましたならば、ひとつお示しを願ひたい。

○秋田政府委員 本年度の交付金の配付につきましては、一週間ばかり前に一般交付金の本決定をいたしました。これにつきましてははなるべく早い機会に、その規則及び結果の数字を文書をもつて御提出いたすことにいたしました。それからまず第一に御質問になりましたが、これは先般の国会であるいは、一番初め当初予算の審議のときの国会に、われ／＼が地方財政平衡交付金の額を算出する資料として出しておりました資料に、道府県分と市町村分とわけてつけてありますが、そのいづれにおきましても、やはり道府県の方に財政需要の増加が多くて地方税の増加が少い。市町村に比しましてそういう結果になつておりますので、必然的に府県の方に、平衡交付金はよけい行き、市町村の方が割合少くなるというものが、どうしても全体の財政計画から見ての数字であると思ひます。そういう心持で昨年の夏行いました仮決定に多少の行違ひもありまして、市町村に市町村分が非常に減つたわけでありまして、これを今度本決定のときに是正いたしました。結局一般交付金におきましては、大府県が二十五年に比べて百億程度増加し、市町村の方は九億程度減少する、こういう結果になつております。前の仮決定のとき相当大幅に減少しておりましたのが正されることに相なるわけでありまして、なおその最

後の調整は特別交付金をもつて行いたいと思ひますので、目下資料を収集中でありまして、それから個々の団体につきましても、確かにおしやいますように、去年の額と比べるといふ／＼変化が起りました。これは何分にもわれわれ／＼といたしまして、去年の配分そのものが絶対に正しいと考へておりませぬので、これを是正して行きたいという考へを持つております。われ／＼の立場から申しますれば、今年の配分額の方が適當であるといふふうに申し上げるよりも、しかし御指摘になりましたように、それはそれとしても去年に比べて非常に減るといふことは、いろいろの面から現在の財政運営に支障を来すという考へを、われ／＼も持つておりますので、これは特別交付金によりまして、その経過措置が適切に行うようにしたいという考へを持つております。従ひまして特殊の理由、つまり歳入の面においても自治体警察を廃止したとか、あるいは救護費関係、生活保護法関係の変化があつた面、また歳入面におきましても法人税制が新しくできたといふような面、そういう特殊の事情から来る変化は当然のことでございますが、そうじゃなくってただ一般的に減つたといふようなことに対しては、大体昨年度の一般交付金の額は確保するといふ趣旨によりまして、特別交付金の一部を配分いたしたいと考へております。

○門司委員 今の秋田局長の説明について私は質問はいたしません、最初に聞いておきたいのは、きょうは担当大臣も大蔵大臣もおいでになつてお

ませぬので、はつきりしたことはわからないと思ひますが、昨年の暮れに両院で議決いたしました平衡交付金の増額に基く決議案の措置として、当然とられるだろうと考へておりました地方財政の収入欠陥に對する短期融資の問題でありまして、これは今の程度に進んでおるのか、もし秋田局長でおわかりならば、お知らせ願ひたいと思ひます。

○秋田政府委員 二十六年度の地方の財政がどうしても財源が不足だといふことは、先般の国会にわれ／＼の方で意見書を提出してあつたわけでございますが、それに対しては国会の方でも非常に御同情ある議決をいただきました。しかしこれを措置するのには、われわれの意見書の通り今平衡交付金をさらに百億ふやし、地方債を五十億ふやすといふことは、政府としてもなかなかできないやうでありまして、結局個々の地方団体について十分その理由を検討し、どうしても赤字が出て来るという額については、何らかの方法によつてこれを措置する、こういうことに現在になつておるのであります。

それです地方にどれだけの赤字があるかといふことを調べるのが先決でありますので、昨年末から今年にかけて、その調査をしておるのであります。資料をつくつておりましたが、まだ配付にはなつておりませんが、すぐ御配付できると思ひます。地方団体自体の出して参りました見込みによりますと、道府県で二百五十億、五大都市で八十億、市で九十七億、町村で七十億、合計五百億円の財源が不足するといふことを言つております。これに對

しては、先般の国会にわれ／＼の方で意見書を提出してあつたわけでございますが、それに対しては国会の方でも非常に御同情ある議決をいただきました。しかしこれを措置するのには、われわれの意見書の通り今平衡交付金をさらに百億ふやし、地方債を五十億ふやすといふことは、政府としてもなかなかできないやうでありまして、結局個々の地方団体について十分その理由を検討し、どうしても赤字が出て来るという額については、何らかの方法によつてこれを措置する、こういうことに現在になつておるのであります。

それです地方にどれだけの赤字があるかといふことを調べるのが先決でありますので、昨年末から今年にかけて、その調査をしておるのであります。資料をつくつておりましたが、まだ配付にはなつておりませんが、すぐ御配付できると思ひます。地方団体自体の出して参りました見込みによりますと、道府県で二百五十億、五大都市で八十億、市で九十七億、町村で七十億、合計五百億円の財源が不足するといふことを言つております。これに對

をとり得る余地がないか、あるいはもう少し裁出を切り詰める余地はないかというような点を検討いたしました。この数字を一応三百九十億と考へておるのであります。これだけが一応赤字になりませんが、それに対してなお特別交付金の未配付百二十億、地方債の未決定五十一億、計百七十一億というものがござりますので、これを差し引きまして二百二十億が、大体今年の赤字の見込みになっております。これにつきましましては今申し上げましたように、一応の検討を加えただけでござりますので、個々の団体が言っている赤字が、はたして適正なものかどうか、言葉をかえて言いますと、もつと切り詰める余地がないかという点につきまして、なお十分に考へなければなりませんし、またこの財源措置をする場合に、個々の団体が赤字を現実に出したからということになりますと、いかに査定いたしましたもやはり抜けるところがございます。結局赤字をよけ出したところは、たくさん政府から金ももらへることになりますと、将来の地方財政の運営に悪い影響を及ぼすと考えます。地方団体の言われます個々の赤字を、そのままつかまえてどうするかというようなことは、おもしろくないと思ひます。

そこでその解決の方法であります。二十六年度におきまして、平衡交付金の増額あるいは地方債の増額ができないとなれば、何らかこれに便宜措置を考へなければならぬわけでありま。一応現金の問題といたしましては、一時借入れ金いわゆる短期融資ということも考へられますが、これでは決算上の財源にはならないので、これ

を何らか実のある財源に振りかえる措置を講じないと、それが表向きに二十六年の措置としてできない以上は、何らかそこを便法を講じなければならぬことになっておられます。いまだその額及び具体的な方法につきましては、最終の結論を得ていない次第でござります。

○門司委員 これは非常に大きな問題でありまして、府県市町村を各地方の公共団体は、府県市町村を通じて予算の編成期に入っております。来月はおそらく予算をいやがおうでも議決しなければならぬと思ひます。その場合に二十六年のこうした財源の問題が処理されていないことになりますと、これの関連性がないとは言へませんので、非常に予算の編成に私は苦しむと思ふ。大体予算の組み方がないような形が出て来はしないか、従つてこの問題につきましましては、できるだけ早い機会に、はつきりしていただきまさんと、地方公務員等についでないところが、たくさんあるようでありまして、市町村あるいは都道府県も同じようでありますが、やはり深刻な問題が出て来ると思ひますので、なるべく早い機会にこれらの措置をしていただくようお願いいたします。

もう一つはこの問題で何らかの措置ということになっておられますが、これはどうにもならないと思ふ。せしむ詰めて早く言えば、結局短期融資の方法があるだけでありまして、この短期融資の道を短期融資としてほんとうの財源でない、単に借入金ということでは、予算の上から見てもおもしろくない結果になりますので、

これを長期の起債に切りかえて行くことを、次に考へなければならぬ。私どもはこうしたものが、そういう一つの財政のやりくりと同時に、地方の平衡交付金の中に繰り込んで、財源処置をして行くことが一体来年度にできるかどうか、これは局長に聞いてもわからないと思ひます。大蔵大臣に補正予算でも措置するかどうかということをお聞かせなければならぬと思ひます。何かはつきりした方法で処置していただきたい。

それからもう一つ二つ聞いておきたいことは、平衡交付金の一部改正に對します問題でござりますが、これは非常に重要な問題であります。重要といふよりも重大な問題であります。財源需要額と財政収入額との査定の問題を、法律で定めてしまつて参ります。その法律で定めたものを基準としてアンバランスだけは、必ず政府は出すという確信があるかどうか、伺ひます。今までも地方の公共団体から出て参つております資料と、地財委で研究いたしました資料とをつき合せて見まして、これを予算化しようとした場合に、今年予算では御承知のように三百億ぐらいのものが足りないというところになって、そうして起債をふやせとか、平衡交付金を増額してもらいたいとか、あるいは増徴—政府は自然増収という方が納める方は自然増収とは言ひ得ない状態である。そういうことを毎年繰返しておる。これを今年度法律化して行つて、来年度から赤字だけ必ず政府が出すということになつてしまへばつてござります。国家予算の関係から申しますと、私は必ずしも大蔵大臣はこれをうのみに

しないと思ふ。そうなつて参りますと、法律の権威というものはなくなつて来る。そういう権威のない法律を今ここでつくつてみたところで、實際問題としてはいし方がないと思ふ。一体自治庁なり、地方財政委員会では、そういう法律をこしらえてそれを権威づけ、国の財政はどうあろうと、必ずそれは出せるといふ確信があるかどうかということをお聞かせいただきたいと思ふ。

○萩田政府委員 現在の平衡交付金の増額につきましても、なか／＼われわれの言うことが政府のいれるところにならず、常に不足がちになつておる。これはいろいろ理由、原因があると思ひます。少くとも今のような状態を一步前進する意味におきましても、おつしやいますように、法律をもつてその計算の基礎等をはつきりした以上は、必ずそれを国家予算に計上するといふ方向に持つて行きたいというものが、われ／＼の希望でござります。できましたあと、はたしてその法律が実行できるかどうかという問題でござりますが、われ／＼は法律がつくられた以上は、これは政府において当然尊重して、それに従つて実行できるものだという確信を持つております。

○門司委員 法律が出てからなお審議してもいいと思ひますが、先になお一応申し上げておきたいと思ひます。これは、確信が持たないということになる、地方の予算編成の上、非常に大きな問題を来して参ります。法律で定めておきます以上は、地方は地方予算の中において、必ずこれを当てる。當てにして予算を組んでおいたところが、国家財政の都合で、これが支

給されないということになると、地方の予算編成はできないという形になって来る。私はこれを心配するのであります。その場合に、その法律を改正されようとする趣旨の中の、いわゆる基準財政需要額というものと、財政収入額との関係であります。日本の都市は、御存じのように戦災を受けた都市もありませんし、それから戦災を受けなくとも、戦争中何もいたして参りませんので、従つて地方の公共団体のなすべき仕事というものは、たくさんあるのであります。要求されておられる財政需要額は非常に多いわけでございます。財政需要額をきめるにいたしましても、これを法律で一律一体に考へて行つてしまおうというところに非常に大きな無理がある。いわゆる新規財政需要額に対する見積りというものは、なか／＼つかないと思ふ。個々の町村等は違ひますので、法律でこれを一本にきめるということは無理だと思ふのだが、そういう面についても法律をこしらえられるときに、十分はつきりしたものにしたいと思ひます。きょういうふうな考へておられます。きょうは、法案が出ておられませんので、これ以上私つつまみませんが、この点については十分御考慮願ひたい。

それからもう一つ聞いておきたいと思ひます。これは、地方公務員の整理に關する問題であります。今の財政の面から見て参りますと、局長のお話のように、大体行政整理を五分くらいするわけでありますが、五分くらいする、かりに百四十万と査定いたしますと、七方くらい人間になりはしないかと思ひます。それから財政の面から

見まして、十三億くらいのもが出て

来るといいますと、大体十三万人くらい数字が出て来るのであります。いづれにいたしましても十三万か、七万くらいの数字が出て来る勘定になります。ところがこの問題については、

さきの委員会で、私地方行政簡素化本部長官であります岡野大臣にお聞きいたしましたときに、今簡素化本部の考へておる案は、地方の首切りを伴わないような関係に持つて行きたいという答弁がなされておるわけでありませ

が、国と地方との事務の再配分が行われることになつておりました。中央の国税事務が地方に移管されて参りますならば、地方の事務は必然的にふえて参りますので、私どもは首切りはおかしいと思ひます。ただここで考へなければならぬことは、中央で天引きで首

を切つておるから、このままの姿が地方に及ぼされることをおそれおつたので、この前の委員会で岡野國務大臣に質問したのであります。そのとき

の大臣の答弁では、地方行政簡素化本部の案としては首切りを伴うことは考へていないといふことを、はつきりされておりました。今のあなたの答弁と食い違つておるわけですが、この点はどうなつておりますか。

○萩田政府委員 私、直接岡野國務大臣の御答弁を聞いていなかつたと思ひますので、はつきりしたことは申し上げられませんが、この地方行政簡素化本部で行つておられますのは、初めから

何割何分首を切るというふうな首切りを主眼とした整理ではなくして、行政事務を整理し、行政機構を整理する結果人員の整理に及ぶという意味において、地方の行政簡素化は考へておる、

こういうふうになつておる、は了解してお

ります。その結果において人員整理を伴わないといふことは言われなかつたのではないかと考へております。

○門司委員 今せつかく局長の答弁があつたのですが、いづれにしても、地方行政簡素化本部の方針は、首切りを伴ふことになつておるが、結果においてはあるいは減るかもしれないと言つておるのに対し、地財委の方では必ず

減るものと断定されて、人員整理をされようといふことは、越権であり間違いであると思ふ。ふえるか減るか

からぬのです。それを最初から減るものだという断定のもとにされるということについては、地方の公務員に及ぼす影響はかなり大きいと思ふ。岡野さ

んの答弁の中には、とにかくやつてみなければわからぬことだといふ多少政治的なものがあつたのかもしれないが、あつたとすれば、財政を見られる

上においては、ひとつそれを含んでおいていただいた方がよいと思ふ。最初から首を切ることを前提としてやられるのでは、地方公務員は非常に迷惑す

るので、こういう点をもう少し明確にしておいていただきたいと思ひます。

それからもう一つ地財委に聞いておきたいと思ひますことは、今度の税制改革の問題であります。税制改革の問題については、附加価値税をやめられ

て、税制改革を言つておられますが、国と地方との事務の再配分が行われ

つつあることは事実でありまして、国税事務が地方にだん／＼委譲されて

おることも事実であります。そういう

しますと、今の税の体系をかえる必要があるのではないか、国税を地方に委

譲する必要が、だん／＼起きて行くのではないかと思ふ。依然として国税は

国税として中央にとつておいて、地方に事務が多く委譲されて来て、その多い分だけ地方で増徴するというような形が出て来るというふうになつて参

りました。これは非常に迷惑だと思ふ。従つて国と地方との間に行政事務

の再配分が行われると同じように、やはり税源の再配分も当然行われなければ

ばつじつが合はぬと思ひますが、この点に対して地財委ではどう考へてお

りますか。

○萩田政府委員 まつたく同感でありまして、事務の再配分、機構の改正とい

うことから、それに伴う財政措置、もちろんその中には地方税制の措置、

つまり国税、地方税を通じこの税源配分というふうなことでひつくるめま

して、来年度設けます地方制度調査会において、全般にわたり、しかもあま

り動かす必要のないようなおちついた制度をつくりたいというのが、現在わ

れわれも考へておるし、政府も考へておられる地方行政、地方財政の改革案

に対する考へ方でありませぬ。

○門司委員 考へ方だけではしようがないのです。実際に事務の再配分が行

つたときは、そうであつて、道路の維持、管理といふものは大体地方公共団

体に委託されて行われておる。ところが地方の道路の維持、管理に最も重要

な役割を持つておられます道路を毀損する自動車から来るガソリン税というも

のは、全部国がとつておる。財源だけは、全部国がとつておる。財源だけ

はとるが、支出の方はそつちでやれといふようなことでは、行政上の事務を

どんなに地方に委譲して参りましたも、財政が伴わなければどうにもなり

ませぬ。従つてただ単に考へておるといふだけでは、どういふ税種を地

方に配賦すればよいかということについで、もう少し具体的な案があるはず

だと思ひます。確定したものはひろくありますまいが、局長のお考へだけで

もこの機会に発表願ひたい。

○萩田政府委員 せつかくでございますが、この地方制度調査会をつくつ

て、白紙をもつて全部解決してもらつたという考へを持つておられますので、今

原案といふものをわれ／＼の方では持つておりませぬ。

だ通りでできる、こういうことなので

○萩田政府委員 先ほど申し上げましたように、第一は地方税制の改正、第

二、第三、第四とあつたのであります。現在のところでは、附加価値税の

施行を一年延期するといふ、つまり第一の方法でもつて措置ができる。具体的措置ができております。

○林(百)委員 その次に問題になりま

すのは、地方税の増収九十七億とありますが、この財源はどういふところで

すか。

○萩田政府委員 これは先ほど申し上げましたように、大部分が所得割を第

二方式によつてとる、他は法定外独立税あるいは目的税等の設定でありま

す。

○林(百)委員 そうすると、先ほど床次氏も言われたように、結局地方民からいふと、税額からいって昨年よりも

九十七億負担がふえるといふことではないのですか。

○萩田政府委員 先ほど申し上げましたように、この法定外独立税も、目的税も、一応二十五年にとつておるものを、そのまま計上してあります。それから所得割を第二方式によつてとるのも、二十六年は百三十億計上したのを、むしろ来年度は一部減らしまして計上してあります。この関係では別にふえませぬ。



はありませぬ。去年に比べてふえるのではなく、法定税目に比べてふえるという事です。

○林(百)委員 結局地方民からいえば、九十七億負担がふえるという事じやないのですか。何だかややくしく言われておりますが、そう考えてはいけませんか。

○萩田政府委員 簡単に言いますれば、去年に比べて九十七億ふえませぬ。法定税目から比べて九十七億ふえる、こういうことであります。

○林(百)委員 そうすると、法定税目からいって、とにかく九十七億余分に地方税はとることでしょう。地方に入るといふことになれば、負担がふえることになるのではないですか。

○萩田政府委員 何に比べてふえるかという問題であります。二十六年に比べてはふえませぬ。

○林(百)委員 いつに比べてふえるのですか。

○萩田政府委員 二十七年に比べて、法定税目だけをとる場合に比べてふえるわけです。

○林(百)委員 そうすると、昨年度に比べて地方税の収入はどうなるのですか。

○萩田政府委員 総額におきまして三百億ほどふえます。

○林(百)委員 そうすると、その三百億は何からどういうようにふえるのですか。

○萩田政府委員 これは先ほど床次委員に項目について御説明いたしましたように、各税目について基本が自然増加いたしますから、それに応じてふえるわけでありませぬ。

○林(百)委員 そうすると、地方の中間に心配しておりますが、固定資産税はどのくらいふえますか。具体的に数字を出してみてください。

○萩田政府委員 百三十億くらいです。今年には五百七十億で来年は七百億です。

○林(百)委員 二割増ですね。

○萩田政府委員 一割増です。

○林(百)委員 それからもう一つ、先ほど床次君も聞かれたと思いますが、各都道府県の市町村別で、平衡交付金の減少率が特にひどいところがあるという陳情があるのですが、これはどういふわけですか。一般の減少率が四十分の、特に東北だけはその一・八五倍の実に七分四厘の減少率を示しているのですが、どうして北海道、東北の各市町村の平衡交付金の減少率がこんなに平均よりずっと上まわつておるのですか。何か理由があるのですか。

○萩田政府委員 今年わけましたのは、その後の調査によりまして、現在考えて一番妥当だと思われる配分基準によりました。従いまして去年の額と異なるものは根拠になつておりませぬから、去年に比べれば、そこに改正しただけふえるところもあれば、減るところもある。私まだ数字をよく存じませんが、東北の方である程度はかの府県よりも町村分が減つておると思ひますが、これはそのような意味におきまして、これはそのような意味におきまして、改正で、個々の点について申し上げますれば、大体寒冷地による補正率を少し率を下げたためであります。

○林(百)委員 寒冷地による補正を少し率を下げたというものは、もう少しわかりやすく言うと、どうなるのですか。

○萩田政府委員 補正係数の中で、寒冷地の補正をして割増しをします。その割増しの率が、去年に比べて今年の方が少いのであります。

○林(百)委員 二十五年に比べて二十六年が少いのですか。そうすると、二十五年に比べて二十六年補正係数を下げたのは、どういふ理由ですか。少し暖かくなつたというのですか。

○萩田政府委員 簡単に言えば、去年のが見過ぎておつたからということですか。

○林(百)委員 どういう点が見過ぎていたのですか。

○萩田政府委員 それは、全体の割振りから見ての問題であります。気候が別に變化したわけではありませぬ。

○林(百)委員 同じ寒冷地帯でありながら北海道、東北が特に甘く見過ぎていたというものは、どういふわけですか。

○野村委員長代理 ちよつと林委員にお願いしたいが、本会議もございまして、お含みの上で、なるべく関連して一挙に御質疑を願ひます。

○萩田政府委員 寒冷地はこの寒冷地も同じに扱つております。しかし、東北、北海道はすべてが寒冷地になつておりますから、その率も大きいのであります。

○林(百)委員 あなたはよく実地がわからぬらしいが、同じ寒冷地の補正係数を訂正したと言ひながら、東北が特別の減少率よりひどい。よく地元の人が聞かなくて、直すなら直さななくては、そんなに口先だけで言い込め

たとしてためです。よく調べてもらいたい。

○萩田政府委員 部外の方がいろいろ批評されるのは御自由でございます。このわけ方につきましては、数十項目をあげまして、それにつきまして一々計算の資料等をつくりまして、それによつて調査してもらつたものによつておつております。従つて関係者はよく御存じのほすであります。

○林(百)委員 先ほど門司委員からもお話がございましたが、国立病院の地方委託とか、義務教育費が大体五百三十億くらいある。これを平衡交付金の中に組み込んでしまつたとか、学童の給食の問題なんかも、やるとすれば、おそれる四十八億の半分は地方負担に入れるとか、六三制の校舎の整備が地方負担になるとか、中央の財源の切詰めが地方の財政にしわ寄せられて、今年地方財政は非常に苦しいのじやないかと思ひますが、その点あなたは地方財政の守り神のつもりでいるのであろうが、どういふふうにあなたはお考えになりますか。この点は率直に、やはり中央財政の地方財政へのしわ寄せによる

る地方財政の危機というようなことをお考えになりますか。

○萩田政府委員 法律なり理論の上におきましては、今あげられました点につきましては、国立病院の移管につきましては、一応独立採算制でやるものとお考えまして、特にこのための一般財源の負担というものはないという考えであります。

それから次に、六三制の問題につきましては、二十六年度も、二十七年度も、相当の国庫補助金が出ておりますので、現在におきましては、まずこれによつて措置してもらつたという考えであります。

それから義務教育費の教員の俸給費の増加につきましては、先ほど説明申し上げました給与費の増という中に、十分の額を見ることがなつております。ただこのようなことを見ましても、実際になりますと、たとえ六三制の建築にしても、政府の見ただけでは足りない、坪数が足りない、あるいは単価が少ないということで、地方財政

にしわ寄せが起つて来るということ  
は、われ／＼も率直に認めておりま  
す。

○林(百)委員 今の答弁は非常に不満  
なんです。あなたは地財委の方であ  
ります。地財委の方が政府の代弁  
したいなことを言っておる。私はそ  
んな教育費のしわ寄せや、中央の委  
任事務のしわ寄せについて、あな  
たの言うように、相当適切な措置  
をとつておるということ、地財委  
の代表が言えるはずがない。あな  
たはほんとうに地方財政を守るの  
ため、政府と闘う側に立たなければ  
だめです。国会のわれ／＼の国政  
調査の結果でも、そうじゃないで  
すか。今地方の財政が非常に危機  
に陥つておるといふことは、大き  
な声として報告されておるのす  
から、私はあなたの考えをぜひ聞  
いておきたいと思つておる。

それから、時間が来ましたから、簡  
単にもう一つお聞きしておきます。  
この中で、先ほど門司委員から御  
質問になつたのですが、地方の行  
政整理による財源の浮び上りが書  
いてあるのです。これは最近地方  
の都道府県の整理だとか、ある  
いは地方自治区域の整理だとか、  
あるいは地方議員の整理だとか、  
か、こういうようなことが言われ  
ておるようですが、本年度何か具  
体的におやりになるのですか。行  
政整理による減四十七億、これは  
相当のものだと思つておるのす  
が、どういふところから出てお  
るのですか。何か地方の根本  
的な整理とか、中央の行政改革  
とらみ合せてやるということ、こ  
ういふ計数が出来ておるのです  
か。

○萩田政府委員 これも先ほどお話し  
ましたように、具体的ことは岡野  
国務大臣のもとに目下考えられて  
おります。これは事務機構、人員を  
通じての整理であります。しかし  
具体的な結論は出ておりませんが、  
一応財政の計画としては、総体に  
五%だけの削減を、しかもそれか  
ら退職金等は差引くという額が、  
四十七億に相なつておるわけで  
あります。

○林(百)委員 それでは最後に結論を  
申し上げますが、先ほど申し上げ  
ました通り、中央の委任事務が多  
くなつておるときに、地方の財源  
の一つとして、行政整理によつて  
四十七億を浮び上らせるというこ  
とは、非常に無理な計算だと思つ  
ておるのです。もちろん、五%の  
削減を切ると言いますけれども、  
今の地方の自治体でそんなに余分  
な人を使つておるはずはないし、  
また、この上委任事務が多くなる  
のに、五%首切ることによつて、地  
方財政から四十七億浮び上らせる  
というこの地方財政計画は、やは  
り非常に地方に無理をかけること  
に私はなると思つておるのです。  
だから五%を首切るといふのは、  
どういふ基準からやるのですか。  
それとも地方の自治体の業務が  
それでやつて行けるという考えで  
おられますか。

○萩田政府委員 先ほど申し上げま  
したように、具体的には必要とな  
る事務の整理及び機構の整備とい  
うことを行つて、結論がこうな  
るといふ見通しで、一応この予算  
を組んでおるわけでありませう。  
それから五%切ると申ししても、  
すでに欠員がその半分ございま  
すから、実質は、現実によつても  
らう入は五%はないわけであり  
ます。

○林(百)委員 一応首切るといふこと  
を予定して、予算を組んで、こん  
なものが地方の自治体へ行つたら  
、不安で仕事なんかできません。  
やはり中央から財源を幾らかでも  
多くして、何とか地方の財政を一  
応政府の責任において見てやる  
という方向へ、あなたはぜひ努力  
してもらいたいと思つておる。ど  
うもあなたは政府の代弁者のよう  
であつて、地方の財政を守つてや  
らう、地方自治体の財政的な苦  
難をあなたがわかつて政府に進  
言しようという、地方財政委員  
会設置の精神を、あなたは忘れ  
ておるようによつて、もう一度  
根本的な地財委の理念をあなた  
はよく考えてもらいたい。今年  
度は地方財政の危機だと思つて  
おるから、村長さんも、府県知  
事までが国会へすり込んで、平  
衡交付金の増額を希望しておる  
ときに、あなたはそれを守つてや  
らなければならぬのに、あなた  
が、大体政府の処置でやつて行  
ける、しかも五%首切つて、四  
十七億浮き上らせようという無  
理な財政計画を立てるようだと  
したら、あなたは地財委の資格  
はないと思つておる。よく真剣  
に考へて、今年度の地方自治  
体の財政的な危機を、あなたも  
協力して、切抜けるように努力  
することを希望して、質問を終  
ります。

○野村委員長代理 お諮りいたしま  
す。大体地方財政に関するものは、  
非常に重要かつ深刻でございます  
が、なお残余の質疑等もございま  
すので、次回に譲りたいと思つ  
ます。

○門司委員 資料の提出をお願いし  
たいのであります。それは地方  
団体で行つております独立税の  
問題について、

ありますが、これは雑収入の中に  
含まれておるのか、税収入の中  
に含まれておるのか。どちらでも  
よろしゅうございませうが、一  
体独立税がどのくらいあるかと  
つて、その総額がどのくらいあ  
るかということを出してもらいた  
い。それから市町村別はたいへ  
んでしようから、府県別くらい  
でも結構でございます。一応市  
町村の分、府県の分を明らかに  
してもらいたい。  
もう一つ資料を出していただき  
たいと思つておることは、今年  
の税、ことに固定資産税の問題  
であります。固定資産税の問題  
については規則でふえておる資  
産税の問題については規則でふ  
えておるが、その課税の対象に  
なるものが、一体どのくらい見  
込まれておるか。ふえておるの  
は去年と同じだといふお答えに  
なると思つておるが、一応そ  
の課税の対象になつておるもの  
の、二十七年の価額をお知らせ  
願いたい。

○野村委員長代理 それでは本日はこ  
れをもつて委員会は散会いたしま  
す。次回は公報をもつてお知らせ  
いたします。  
午後一時九分散会